

古河市議会事務局

障がい者活躍推進計画



目次

I	策定にあたって	1
1	策定の目的	1
2	策定主体	1
3	計画期間	1
4	周知・公表	2
II	障がい者雇用に関する課題	2
III	目標	2
1	採用に関する目標	2
2	定着に関する目標	2
IV	取組内容	3
1	障がい者の活躍を推進する体制整備	3
2	障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	3
3	障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	3

～ 障害の表記について ～

古河市では障がいのある人の思いを大切にし、心のバリアフリーを推進する観点から人や人の状態を表す場合は、できるだけ「障害」の「害」の字をひらがなの「がい」と表記することとしました。

ただし、法令・条例や制度等の名称、施設・法人、団体等の固有名詞等についてはそのまま漢字で「害」と表記します。

I 策定にあたって

1 策定の目的

古河市議会事務局（以下「議会事務局」という。）では、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）等に基づき、働きやすい職場環境の整備などに積極的に取り組んできました。

令和元年6月には、障害者雇用促進法の改正により、国及び地方公共団体が率先して障がい者を雇用する責務が明示されるとともに、厚生労働大臣が作成する指針に即して、「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画（以下「障害者活躍推進計画」という。）」を作成することとされました。

障がい者が活躍するためには、「第3期古河市障害者基本計画」にもあるように、就労意欲のある障がいのある人の適性と能力に応じた働き方が出来るようにすることが重要です。

そこで、「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例」の基本理念や勤務する障がい者自身の意見等を踏まえ、このたび、「古河市議会事務局障がい者活躍推進計画」を策定しました。

計画のもと、障がいのある職員を含む全ての職員が働きやすい職場づくりに向けて、古河市役所全体を挙げて取り組んでまいります。

2 策定主体

議会事務局が策定しますが、市長部局、教育委員会、議会事務局及び農業委員会事務局、監査事務局、選挙管理委員会事務局とは、互いに連携して対応していきます。

3 計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までを計画期間とします。

※なお、計画期間内においても、毎年度、取組状況等を把握・検証し、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 周知・公表

策定又は改定を行った計画は、庁内の情報系システムへの掲載等により、全ての職員に対して周知するとともに、市のホームページに掲載するなど、適切な方法で公表します。また、数値目標の達成状況及び計画に掲げる取組の実施状況等についても、毎年度、周知・公表します。

Ⅱ 障がい者雇用に関する課題

議会事務局は、全職員が執行機関からの出向者で占められている8人程度の小規模な機関ですが、今後、障害者か否かを問わず、職員を雇用することも見込まれます。

また、障がいのある職員が出向してきた際には、職場の管理監督者等が相談を受ける体制を整えるとともに、全ての職員が障がいについて理解を深めていく必要があります。

Ⅲ 目標

1 採用に関する目標

【実雇用率】 障害者雇用の指針に関する理解を促進します。
必要な期間に必要な人数を雇用する場合、障害者か否かを問わず募集します。

2 定着に関する目標

【定着率】 なし

IV 取組内容

1 障がい者の活躍を推進する体制整備

○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させます。

2 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出

○障がい者が出向してきた際には面談を行い、業務の適切なマッチングができているかの点検を行います。

○身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった職員から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討します。

3 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

○障がい者が出向してきた際には、半期ごとに実施している人事評価面談の際に、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じます。

○措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施します。

○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行いません。

- ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定すること。
- ・自力で通勤できることといった条件を設定すること。
- ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定すること。
- ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定すること。
- ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施すること。



古河市
KOGA CITY

古河市議会事務局 障がい者活躍推進計画

令和2年3月

発行 古河市議会事務局

編集 古河市議会事務局

〒306-8601 茨城県古河市長谷町3-8番1-8号

TEL 0280-22-5111 FAX 0280-21-1185

E-mail gikai@city.ibaraki-koga.lg.jp
